

平成 22 年度第 2 期工事定期監査及び出資団体工事監査の結果に基づき講じた措置等

(企画調整局, 行財政局, 建設局, 都市計画総局)

建設局

指摘の概要	措置内容	措置状況
(1) 設計		
ア 公園バリアフリー化の設計 本市では、平成 20 年度から既設の都市公園におけるバリアフリー化を進めている。 公園の出入口及び園路について公園ごとに移動等円滑化園路を定め、園路の整備、視覚障がい者誘導用ブロック（以下、「点字ブロック」という。）や手すり、グレーチング蓋等をバリアフリー化することで「誰もが使いやすい公園づくり」をめざしている。その設計は「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」に基づき、6 建設事務所、公園砂防部内 2 課、(財)神戸市公園緑化協会ですれぞれ実施している。 しかし、点字ブロックや手すり等の設置位置、構造がバリアフリー化の目的を果たしているとはいえない状況が見受けられた。 バリアフリー化の趣旨を十分理解するとともに、本市のどの部局が施工しても適切にバリアフリー化が図られるよう「バリアフリー道路整備マニュアル」などを参考にして、公園バリアフリーに関するマニュアル等を早急に作成し、その運用にあたっては職員等に研修を行うなど十分周知すべきである。 ① 点字ブロックの設置が適切でないもの ② 歩道の切り下げ部が適切でないもの ③ 手すりの設置等が適切でないもの ④ 移動等円滑化園路上のグレーチング蓋が細目化されていないもの	＜周知・マニュアル等の作成＞ ガイドラインの内容について、平成 23 年 3 月 14 日、公園工事関係の担当者に対して研修を行い、バリアフリー化の趣旨の周知を図った。 マニュアルについては、ガイドラインを補完する本市独自のマニュアルを策定中であり、年内を目途に運用開始し、研修会等で周知を図る予定。 なお、「園路・階段における視覚障がい者誘導用ブロック及び手すりの整備に関する留意事項」をまとめ、平成 23 年 3 月 31 日付にて通知を図ったとともに、平成 23 年 4 月 28 日の事務所連絡会議にて周知を行った。 [No.21] ① 階段上部において点字ブロックを追加設置した。(平成 23 年 6 月 27 日) その他の箇所は、今後、既設側溝等施設の老朽化等補修を行う際に、適正な位置に点字ブロックを設置していく。 ③ 点字シールは、今後傷み具合を見て恒久的なものへ順次取り替える。 ④ 柵・溝蓋を細目グレーチングに取替えた。(平成 23 年 5 月 13 日) [No.23] ② 平成 23 年 3 月 15 日、歩道の切り下げ部と横断歩道の幅を揃える補修を実施した。	措置方針等 ↓ 措置済 平成24年11月13日 参照

建設局 建設局（財神戸市公園緑化協会）

指摘の概要	措置内容	措置状況
(1) 設計		
（建設局東部建設事務所） [No.21 篠原公園他バリアフリー改修工事] （建設局公園砂防部緑地課） [No.23 森林植物園バリアフリー化工事] （財神戸市公園緑化協会公園部公園緑地課） [No.101 須磨離宮公園他改修工事(その1)]	（建設局東部建設事務所） （建設局公園砂防部緑地課） 公園のバリアフリー化の趣旨を関係職員が十分理解できるよう、研修を平成23年3月8日に行った。 再度、平成23年3月14日、18日の2度にわたり神戸市建設局公園砂防部が主催した工事担当者を対象とした研修会に参加し、再発防止の徹底等を図った。 また、ガイドラインを補完する神戸市独自のマニュアルが策定された際には、それに従って設計を行う。 なお、手すりの設置等が適切でないものに関しては、手すりの端部が園路縁石の形状に合うような改修を平成23年3月31日に行った。 （財神戸市公園緑化協会公園部公園緑地課）	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(1) 設計		
イ 地下通路点字ブロックの改修 本工事は、中央区における地下通路の点字ブロック改修工事である。 当地下通路は、ウォーターフロントに近接した都心の快適な空間形成及び歩行者の回遊性を確保するため整備されたもので、「神戸市交通バリアフリー基本構想（平成 14 年 11 月）」で特定経路に位置づけられ、重点的なバリアフリー化が進められている。本工事は、点字ブロックを神戸市型から JIS 規格に変更し、歩行者動線の改善を図るもので、「神戸市バリアフリー道路整備マニュアル（以下、「マニュアル」という。）」に沿って改修することとしている。 しかし、一部の階段やエレベーター前などにおいて、マニュアルによらないで従前の不適切な設置位置のまま張り替えていたり、点字ブロックが不足しているなどにより、バリアフリー改修工事としては不適切なものとなっており、整備済みの北側地下通路との整合がとれていない状況となっていた。 既存の点字ブロック設置状況を十分に調査・検証した上で、マニュアルに基づき適切な設計を行うとともに、是正すべきである。 （都市計画総局建築技術部建築課） [No.52 デモ神戸誘導タイル改修工事]	これは、「神戸市バリアフリー道路整備マニュアル」に照らした既存の点字ブロック設置状況の調査・検証が不十分であったことが原因である。 今後は、このようなことがないよう、「神戸市バリアフリー道路整備マニュアル」の内容について、課内研修（平成 23 年 3 月 8 日，10 日）で周知徹底を図った。 本件については、「神戸市バリアフリー道路整備マニュアル」に基づいた布設方法で平成 23 年 3 月 24 日に是正した。	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(1) 設計		
ウ 単価契約工事の分割 本工事は、西区の舗装補修等の単価契約工事であり、道路管理者として必要な緊急性を有するものや小規模なものを単価契約工事として施行することとしている。 本工事においては、緊急に対応する必要があるとして、近接する箇所を短期的に複数の単価契約の工事として分割指示（約 150m の区間を 5 本の契約に分割）して施行していた。 しかし、実際の施工内容は歩道のバリアフリー化であり、市内で計画的に順次施工されていることから必要性はあるが特に緊急性を要するものではなく、通常の総価契約工事として施行することが可能であった。 単価契約工事は、当初の設計・入札手続きが省略でき指示書のみで工事着手できることから、緊急性等の必要な要件に合致する場合のみ適用すべきであり、通常の総価契約工事として施工すべきものを、早く処理できるという理由のみで小規模に工事を分割し単価契約工事として施行することは、受注の機会を減らすものであり透明性・公平性の観点から不適切である。 総価契約工事として施行可能なものを単価契約工事で施行することは慎むべきである。 （建設局西建設事務所） 〔No.14 平成 21 年度（後期）西管内舗装補修単価契約工事〕	今後はある程度の規模の工事については小規模に工事を分割することなく、総価契約工事として施工するように、平成 23 年 2 月 22 日の朝礼で所内の全職員に対して、主幹から周知徹底を行った。 また、あわせて、平成 23 年 2 月 21 日付の事務連絡、「平成 22 年度定期工事監査における指摘及び意見・要望を受けて」を全職員対象に回覧を行うことにより、注意喚起を行った。	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(2) 積算		
ア コンクリート圧砕機の使用 本工事は灘区の道路交差点改良工事及び灘区・須磨区の公園改修工事である。 「神戸市土木工事標準積算基準書」では特に低騒音・低振動対策が必要な場合については大型ブレーカーではなく圧砕機を使用することとしている。 しかし、これらの工事では、構造物取壊し工または舗装版破碎工において積算上圧砕機の使用を条件としていたにもかかわらず、設計書等に条件を明示しておらず、大型ブレーカーで施工し設計変更を行わなかったため過大となっていた。 現場・環境条件から低騒音・低振動対策としてコンクリート圧砕機を使用する必要がある場合には、設計書や特記仕様書に圧砕機の使用を明示するとともに、指定工法であることから使用機械を変更する場合には設計変更を行うべきである。 （建設局東部建設事務所） [No.8 原田通交差点改良工事] [No.21 篠原公園他バリアフリー改修工事] （財神戸市公園緑化協会公園部公園緑地課） [No.101 須磨離宮公園他改修工事(その1)]	コンクリート圧砕機の使用について、積算・照査を行う職員が十分認識していなかったことが原因である。 [No. 8] 平成 23 年 3 月 1 日に所内研修を行い、周知徹底を図った。 [No. 21] 平成 23 年 3 月 1 日、所内研修を行い、周知を図り再発防止を徹底した。 再度、平成 23 年 3 月 14 日、18 日の 2 度にわたり公園砂防部が主催して工事担当者を対象とした研修会を実施し、再発防止の徹底等を図った。 （建設局東部建設事務所） 設計書・特記仕様書において使用機種を明示し、施工方法を徹底するとともに、やむをえず変更する場合は適切に設計変更を行うよう周知徹底するため、担当職員に対して研修を平成 23 年 3 月 8 日に行った。 （財神戸市公園緑化協会公園部公園緑地課）	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(2) 積算		
イ 鉄骨工事の単価の誤り 建築の鉄骨工事の単価については、「神戸市建築工事積算基準」等により、建物の構造や用途・規模などに対応した積算方法を定めているが、これらの取り決めに従って積算されていないため以下のような違算がみられた。 積算基準等に基づき適切に積算すべきである。 ① 鉄骨の「現場建方費」は、市の標準単価を「単位面積あたりの鋼材使用量」および「鋼材総使用量」により補正した単価を使用することとなっているが、この補正を行わなかったため過小となっていたもの (都市計画総局建築技術部建築課) [No.47 神戸市看護大学ホール建設工事] [No.53 いかわ幼稚園耐震補強他工事] ② 本市の学校における耐震補強工事では、教育委員会と都市計画総局とで「神戸市学校建築の地震補強事業及び大規模改造事業に係る建築工事積算基準細則」を定め、鉄骨の「現場建方費」については刊行物の「耐震改修工事用単価」を採用することとなっているが、一般工事用単価を採用したため過小となっていたもの (都市計画総局建築技術部建築課) [No.57 桜が丘中学校耐震補強他工事]	①、②とも「神戸市建築工事積算基準」等の認識不足と、単価根拠を十分に精査できていなかったことが原因である。 現在、平成22年7月1日に作成した「積算チェックリスト」を運用し、積算ミスをなくす取組みを行っているところである。 引き続きこうしたミスがないよう、「積算チェックリスト」の必要な見直しを行い(平成23年2月1日改訂)、課内研修(平成23年3月8日、10日)で周知徹底を図った。 今後は、積算するにあたっては、細心の注意を払って単価根拠を十分に精査し、「積算チェックリスト」の運用を徹底するとともに、職員相互の照査を確実に行うなど十分なチェックを心がける。	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(2) 積算		
ウ 埋戻工の施工条件誤り 本工事は新交通ポートアイランド線の橋梁の耐震補強工事である。 「国土交通省土木工事標準積算基準書」によれば、土工における埋戻工は埋戻幅により4種類の条件に区分されており、選択する条件により使用する機械や一日当りの施工数量が違い積算単価が異なっている。 しかし、本工事では耐震補強のために橋脚基礎のフーチング天端まで掘削し、橋脚根元を補強したのち土砂を埋戻すものであるが、この埋戻幅を「最大埋戻幅$\geq 4\text{m}$」とすべきところを「$1\text{m} \leq$最大埋戻幅$< 4\text{m}$」としていたため過大となっていた。 現場の施工条件を把握し適切に積算すべきである。 （神戸新交通㈱運輸技術部施設課） [No.86 神戸新交通ポートアイランド線 耐震補強工事(その4)]	積算条件の誤りがないように細心の注意を払って積算するように平成23年3月4日の課内会議において施設課員に周知徹底をした。	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(2) 積算 エ 積算システム入力時の夜間単価の誤り 本工事は中央区と北区を結ぶ有料道路トンネル入口部の舗装補修工事である。 夜間で作業する場合の積算は労務費を増加させる必要がある。本工事は神戸市土木積算システムを利用して積算していたが、このシステムでは工種の条件で「夜間時間帯で作業する場合」を選択すれば、工種以下で使用する施工単価は自動的に夜間労務単価になるが、積算者が独自に積上げた工事内訳を使用する場合は、この工事内訳で再度、工種の条件を選択する必要がある。 しかし、本工事では工種以下に工事内訳を使用していたにもかかわらず、工種である舗装工のみ工種の条件で「夜間時間帯で作業する場合」を選択し、下位の工事内訳では工種の条件を選択しなかったため過小となっていた。 積算システムを理解し適切に積算すべきである。 （神戸市道路公社道路管理センター管理課） [No.95 新神戸トンネル南坑口舗装補修工事]	今後は、工事積算時には積算システムの特性に留意し、土木積算システム使用手引き及び積算基準書等を十分に確認して積算することを工事担当者に周知徹底するとともに、入力後の十分なチェックを心がけていく。 工事担当者への周知については、平成23年2月25日の課内会議において実施済みであり、今後も適宜、周知をしていく。	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(2) 積算		
オ 型枠歩掛りの適用誤り 本工事は長田区の公園整備工事であり、ウォール工として曲線の入った現場打ちコンクリート製の擁壁を5箇所整備している。 コンクリートの打設に先立ち現場では型枠を設置するが、「神戸市土木工事標準積算基準書」によれば、半径5m以下の円形部分については一般型枠ではなく円形型枠として積算することとなっている。 しかし、本工事では5箇所のうち4箇所のウォール工の半径が5mを超える円形の構造物でありながら、円形型枠として積算したため過大となっていた。 積算基準に基づき適切に積算すべきである。 (建設局西部建設事務所) [No.20 若松公園整備工事(その1)]	「神戸市土木工事標準積算基準書」における円形型枠の適用範囲等について、積算・照査を行う職員が十分認識していなかったことが原因であるため、平成23年2月16日、所内造園技術職員に対して周知を図り、再発防止を徹底した。 再度、平成23年3月14日、18日の2度にわたり公園砂防部が主催して工事担当者を対象とした研修会を実施し、再発防止の徹底等を図った。	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(2) 積算		
カ 伸縮ジョイントの見積採用 本工事は、緊急輸送経路として位置づけされている兵庫区の運河に架かる道路橋梁を架け替える工事である。橋梁には伸縮ジョイントを設置するが、伸縮ジョイントには荷重や伸縮量に応じてさまざまなタイプのものがある。 「神戸市土木工事積算基準書」によれば、単価の採用順位は、①本市単価、②物価資料、③見積り（原則３社以上）若しくは特別調査等としている。 しかし、本工事では設計図書に示すタイプの伸縮ジョイントの単価が物価資料に掲載されているにもかかわらず、見積りを採用していたため過大となっていた。 積算基準に基づき適切に積算すべきである。 （建設局中部建設事務所） [No.3 新川橋架替工事]	今後、物価資料の調査には細心の注意を払い適切な積算を行うよう、平成 23 年 3 月 2 日に開催した中部建設事務所内の土木工事担当職員会議において周知徹底した。 なお、本指摘事項については、請負業者と協議の上、適切な積算で設計変更を行った。	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(2) 積算		
キ 土工数量の二重計上 本工事は兵庫区の湊川公園の再整備工事であり、公園の地下には駐車場・店舗がある。 設計では舗装に覆われていた表面を芝生やガーデニングゾーンとするため、その下部に浸透水を抑える防水シートを全面的に敷設することとし、そのための敷地造成工（掘削・盛土）を計上している。更にこれとは別に公園施設としての給水管、電線管等を埋設するための施設土工（床掘・埋戻）も計上している。 しかし、防水シート施工範囲では配管類をシート上に直接配管することから、配管のための施設土工は不要であるにもかかわらず数量を計上していた。 図面・施工方法を理解するとともに数量計算を精査し、適切に積算すべきである。 （建設局中部建設事務所） [No.19 湊川公園整備工事(その2)]	請負業者に提出させた数量計算の内容について、積算・照査を行う職員が十分認識していなかったことが原因であるため、平成23年3月2日、所内の工事担当職員に対し、積算にあたっての留意事項について周知を図り再発防止を徹底した。 再度、平成23年3月14日、18日の2度にわたり公園砂防部が主催して工事担当者を対象とした研修会を実施し、再発防止の徹底等を図った。	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(2) 積算		
ク 耐震補強工事の鉄骨数量等の違算 本工事は、北区における中学校の耐震補強他工事である。 本市では、小中学校の既存鉄筋コンクリート造校舎に対する独自の耐震補強工法として、屋外側より枠付き鉄骨ブレースを接合する「神戸市型枠付き鉄骨ブレース直付け耐震補強工法」を採用し、各校舎の状況に応じて、耐震設計により校舎外壁に設置する鉄骨ブレースの構面位置・数量を決定している。 しかし、本中学校北校舎では、3 構面で 1 組とする鉄骨ブレースが 2 組必要であるにもかかわらず 1 組と誤ったため、鉄骨等の数量が所要数量の半分しか積算されていなかった。 基本的な照査を行い適切に積算すべきである。 (都市計画総局建築技術部建築課) [No.56 桜の宮中学校耐震 補強他工事(その 2)]	これは、数量調書を十分に精査できていなかったことが原因である。 現在、平成 22 年 7 月 1 日に作成した「積算チェックリスト」を運用し、積算ミスをなくす取組みを行っているところである。 引き続きこうしたミスがないよう「積算チェックリスト」の必要な見直しを行い(平成 23 年 2 月 1 日改訂)、課内研修(平成 23 年 3 月 8 日、10 日)で周知徹底を図った。 今後は、積算にあたっては、こうした数量の違算をなくすために、細心の注意を払って数量調書を十分に精査するとともに、「積算チェックリスト」の運用を徹底し、職員相互の照査を確実に行うなど十分なチェックを心がける。	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(2) 積算 ケ 蓄電池工事費の違算 本工事は、有料道路トンネルの複数の無停電電源装置及び直流電源装置の更新工事である。 無停電電源装置及び直流電源装置は、通常電源の停電時に内部の変換装置により、電力を一定時間供給するため蓄電池を内蔵している。 本工事では、この内蔵蓄電池を撤去・新設する工事と再使用する工事があるが、それぞれの工事で下記のような積算の誤りがみられた。 （神戸市道路公社道路管理センター設備課） [No.100 再度第二換気所無停電電源装置 他更新工事] (7) 産業廃棄物処分費の計上漏れ 使用済鉛蓄電池中の電解液（希硫酸）は特別管理産業廃棄物に該当するため、蓄電池の処分については専門の処理業者等に処分を委託する必要があることから、処分費を計上しなければならず、本工事の特記仕様書においても産業廃棄物の処分費用はすべて請負人の負担とする旨を記載していた。 しかし、本工事では産業廃棄物処分費を全く計上していなかった。 特記仕様書と整合した適切な積算をすべきである。 (4) 電気工事の共通費の違算 本工事の積算は「神戸市電気設備工事標準単価表」を準用しており、「同単価表」内の「神戸市電気設備工事積算基準」によれば、共通費は対象となる直接工事費を「一般工事費」、「主要機器費」等に区分し、それぞれの工事費に該当する共通費を算出することとしている。	(7) 蓄電池の処分費については、チェックが十分できていなかったことが原因である。 今後は、特別管理産業廃棄物の処分費積算について、工事担当者に周知徹底するとともに、十分なチェックをする。 平成 23 年 3 月 4 日の設備会議において、「特別産業廃棄物の種類」の一覧について再確認を実施済みであり、今後も適宜、周知をしていく。 (4) 直流電源装置に内蔵している蓄電池を一般工事費と誤って判断したことが原因である。 今後は、共通費の積算基準の内容について、工事担当者に周知徹底するとともに、十分なチェックをする。 平成 23 年 3 月 4 日の設備会議において	措置済

建設局（神戸市道路公社）

指摘の概要	措置内容	措置状況
(2) 積算		
しかし、本工事では「主要機器費」とすべき工事内容の一部を「一般工事費」としていたため過大となっていた。 積算基準に基づき適切に積算すべきである。 (ウ) 蓄電池撤去据付費の二重計上 本工事の積算は「神戸市建築電気設備設計図書作成要領」を準用しており、「同要領」によれば、直流電源装置の撤去据付歩掛りについては、電気設備機器を1つに納めた金属製外箱（キュービクル）式の場合は充電器・蓄電池を含むこととしており、直流電源装置の盤の撤去費と据付費には盤内の蓄電池も含んでいる。 しかし、本工事では準用した「同要領」に基づき直流電源装置の撤去費と新設費を計上しているにもかかわらず、既設蓄電池撤去据付費も計上していたため過大となっていた。 「同要領」に基づき適切に積算すべきである。	「主要機器」の一覧について再確認を実施済みであり、今後も適宜、周知をしていく。 (ウ) 蓄電池の積算をする場合、歩掛の内容について、十分理解ができていなかったことが原因である。 今後は、積算歩掛の内容について、工事担当者に周知徹底するとともに、十分なチェックをする。 平成23年3月4日の設備会議において実施済みであり、今後も適宜、周知をしていく。	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(2) 積算 コ 乗り入れ構台の損料誤り 本工事は、長田区における小学校校舎の解体工事である。 「神戸市建築工事積算基準」では共通仮設費について、標準仮設費率による費用に加え、それぞれの施工条件に応じ必要となる仮囲い、工事用道路・構台などは個別に積み上げて共通仮設費を積算することとしている。本工事は高低差のある敷地であることから、解体時の工事用車両等が作業ヤードに出入りするための乗り入れ構台を設置することとしその必要額を計上していた。 しかし、本工事では乗り入れ構台の設置期間を工程上3.5箇月としているにもかかわらず、6箇月の損料を計上していたため過大となっていた。 詳細な照査を行い適切に積算すべきである。 (都市計画総局建築技術部建築課) [No.46 丸山小学校校舎解体撤去他工事]	これは、単価根拠を十分に精査できていなかったことが原因である。 引き続きこうしたミスがないよう課内研修（平成23年3月8日、10日）で周知徹底を図った。 今後は、積算にあたっては、こうした損料の過大計上をなくすため、細心の注意を払って単価根拠を十分に精査するとともに、職員相互の照査を確実に行うなど十分なチェックを心がける。	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(2) 積算		
サ 積算システム入力時の「処分費等」の条件指定 本工事は北区の公園整備工事及び兵庫区の橋梁架替工事である。 「神戸市土木工事標準積算基準書」では、再資源化施設への処分費、上下水道料金及び有料道路利用料については「処分費等」として、一定の割合、金額を超える処分費等を間接工事費の率計算の対象としないこととしている。これに対応し、神戸市土木積算システムでは、あらかじめシステムに登録されている単価を使用した場合は、上記の率計算の対象金額を自動で計算するようになっているが、登録されていない単価を使用する場合は入力時に「処分費等」として条件の指定を行う必要がある。 しかし、以下の工事では独自で入力した処分費について、入力時に「処分費等」としての条件の指定を行っておらず、本来間接工事費の率計算の対象から外れる部分まで率計算の対象となっていたため過大となっていた。 積算システムを理解し適切に積算すべきである。 ① 掘削時に発生した玉石及び根等の混入した表土の処分費について、見積りによる単価を採用しシステムに入力していたが、「処分費等」の条件の指定がなされていなかったもの (建設局北建設事務所) [No.18 西大池公園整備工事]	① 処分費の積算について、積算・照査を行う職員が十分認識していなかったことが原因であるため、平成 23 年 3 月 2 日に所内研修会を実施し、周知を図り、再発防止を徹底した。 再度、平成 23 年 3 月 14 日、18 日の 2 度にわたり公園砂防部が主催して工事担当者を対象とした研修会を実施し、再発防止の徹底等を図った。 (建設局北建設事務所)	措置済

建設局

指摘の概要	措置内容	措置状況
(2) 積算		
② 既設橋梁を切断した大割りのコンクリート殻の処分費について、見積りによる単価を採用しシステムに入力していたが、「処分費等」の条件の指定がなされていなかったもの (建設局中部建設事務所) [No.3 新川橋架替工事]	② 今後、積算時のシステム入力時にくわえて、照査の段階でも入力条件を詳細にチェックするよう、平成 23 年 3 月 2 日に開催した事務所内の土木工事担当職員会議において周知徹底した。 なお、本指摘事項については、請負業者と協議の上、適切な積算で設計変更を行った。 (建設局中部建設事務所)	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(2) 積算		
シ 建築工事の共通費の違算 「神戸市建築工事積算基準」では、工事費を直接工事費、共通費、消費税等相当額に区分し、共通費については、施工状況に応じた共通仮設費の積算や鉄骨工事における共通費の補正方法が定められている。また、直接工事費のうち「特殊な室内装備品」、「造園工事」、「舗装工事」等については「その他工事」として「一般工事」とは区別し共通費の低減を行うものとしており、この対象となる工事については、取り扱い細則を定め具体的にその項目が明示されている。 しかし、以下の工事においてこれらの適用を誤っているものがみられた。 積算基準に基づき適切に積算すべきである。 ① 浴室・シャワーユニット（材料・工事共）は「その他工事」とすべきであるが、「一般工事」としたため過大となっていたもの （都市計画総局市街地整備部浜山都市整備課） [No.44 浜山地区まちづくり事業推進用仮設住宅新築工事] ② 鉄骨の「現場建方費」を直接工事費に計上すべきところ、共通仮設費に計上し、また共通仮設費に積み上げて積算すべき「揚重機械器具費」が計上されていないため過小となっていたもの （都市計画総局建築技術部建築課） [No.54 渦が森小学校耐震補強他工事(その2)]	①は、「神戸市建築工事積算基準」の内容を、誤って思いこんでいたことと共通費の内訳明細書の内容を、十分に精査できていなかったことが原因である。 こうしたミスがないよう既に担当課内の会議（平成23年2月9日）で報告し、同時期に監査を受けた他の建築関連部署（建築技術部建築課）とも合同で研修会（平成23年3月8日、10日）を開催し「神戸市建築工事積算基準」の理解を深めるとともに周知徹底を図った。 また、平成23年2月25日、3月23日に担当係会議を開催し、指摘内容の理解を深めるとともに、今後の改善策について、運用を徹底した。 今後は、積算にあたっては、細心の注意を払って内訳明細書の内容を十分に精査するとともに、「積算チェックリスト」の運用を徹底し、職員相互の照査を確実に行うなど十分なチェックを心がける。 （都市計画総局市街地整備部 浜山都市整備課） ②, ③, ④は、「神戸市建築工事積算基準」の内容を、誤って思いこんでいたことと共通費の内訳明細書の内容を、十分に精査できていなかったことが原因である。 引き続きこうしたミスがないよう課内研修（平成23年3月8日、10日）を行い「神戸市建築工事積算基準」の理解を深めると	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(2) 積算 ③ 鉄骨造の鉄骨工事では共通費の補正を行い、鉄筋コンクリート造の建物における鉄骨階段・鉄骨底等の鉄骨工事では、共通費の補正を行わないこととしているが、鉄筋コンクリート造の建物でありながらこの補正をしたため過小となっていたもの (都市計画総局建築技術部建築課) [No.48 (仮称)小児救急医療センター新築工事] [No.49 (仮称)北神区民センター新築工事] ④ アスベスト含有建材の処理工事は、通常に取り壊し工事とは区別し「一般工事」とすべきであるが、「その他工事」としており、基準の運用が不統一なもの (都市計画総局建築技術部建築課) [No.53 いかわ幼稚園耐震補強他工事] [No.54 渦が森小学校耐震補強他工事(その2)] [No.55 小部小学校耐震補強他工事その3] [No.56 桜の宮中学校耐震補強他工事(その2)] [No.57 桜が丘中学校耐震補強他工事] [No.58 北須磨文化センター耐震補強他工事]	ともに周知徹底を図った。 今後は、積算にあたっては、細心の注意を払って内訳明細書の内容を十分に精査するとともに、「積算チェックリスト」の運用を徹底し、職員相互の照査を確実に行うなど十分なチェックを心がける。 (都市計画総局建築技術部建築課)	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(3) 契約		
ア 建設リサイクル法第 13 条の書面の未交付 本工事は、中央区における医療施設の新築工事である。 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下、「建設リサイクル法」という。）」第 13 条では、対象建設工事について、分別解体等の方法、解体工事に要する費用などを書面に記載し、署名又は記名押印をして契約書の一部として相互に交付しなければならないとなっている。 本市での手続きとしては、請負人は契約後速やかに書面を作成して工事担当課に提出し、工事担当課では内容を確認のうえ契約担当課に送付し、契約担当課が請負人と相互に交付することとしている。 しかし、本工事ではこの書面が交付されていなかった。これは、工事担当課に書面の提出窓口であるという認識がなく、請負人の書面提出先を誤って契約担当課と記載した「工事関係書類チェックリスト」を作成し工事監督をしていたため、請負人への指示が徹底していなかったことによるものであった。 誤ったチェックリストを修正するとともに、法律に基づき適正に処理すべきである。 （都市計画総局建築技術部建築課） [No.48（仮称）小児救急医療センター新築工事]	これは、請負人の書面提出先を誤って経理課と記載した「当課の工事関係書類チェックリスト」に基づき工事監督をしていたため、請負人への指示が徹底していなかったことによることが原因である。 引き続きこのようなことがないように「工事関係書類チェックリスト」の記載内容を修正し（平成 23 年 2 月 1 日に改訂）、適正な書面提出先を理解するとともに、「現場説明会資料」を改訂し（平成 23 年 2 月 4 日に改訂）内容の充実を図り、平成 23 年 3 月 8 日、10 日に課内研修を行い、周知徹底を図った。 今後は、「工事関係書類チェックリスト」および「現場説明会資料」を運用して、請負人への指示を徹底する。	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(3) 契約 イ 下請人届の虚偽記載 本工事は灘区・東灘区及び北区における交通安全施設の単価契約工事である。 建設局の東部建設事務所と北建設事務所の管内にまたがる工事であり、それぞれの事務所が監督を行っている。 「神戸市工事請負契約約款」によれば、請負業者が下請を使う場合には直ちに商号等必要な事項を通知することと規定しており、契約当初、下請人を変更する場合及び最終時に下請人届を提出することとなっている。 しかし、本工事では最終時にも下請人届が提出されていたが、東部建設事務所管内での工事において下請業者を使用したにもかかわらず、「使用しなかった」と虚偽の記載となっていた。 また、同管内の工事では、本市指示書に対して現場代理人の受領印があるものの、施工計画書では契約約款に定めのない「現場代理人補佐」を設け、そこに下請業者の社員を設置していたことに加え、各工事写真、工事書類、納品伝票ともに下請業者の名前で提出されており、請負業者の実質的関与が疑われる工事であった。 建設業法及び請負契約約款に基づき正確な下請人届を提出させるとともに、適切な指導を行うべきである。 (建設局東部建設事務所) [No.15 平成 21 年度(後期)交通安全施設 単価契約工事その 1]	平成 23 年 3 月 1 日に所内研修を行い、周知徹底を図った。 この中で、①下請人届は工事最終で提出するのではなく、下請業者が決まった、或いは変更になった時に速やかに提出させること ②工事関係書類と契約約款との関係について、今回の指摘内容を基に再確認を行った。	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(3) 契約 ウ 支払いの遅延 本工事は長田区及び須磨区における側溝整備の単価契約工事である。 「神戸市工事請負契約約款」によれば、請負代金は検査に合格し、かつ引渡しを受けたのち、請負業者の請求を受けてから 40 日以内に支払うことと規定されている。 しかし、本工事では請負業者の請求を受けてから 40 日以内に支払われてはいたものの、検査日から支払いまで長期間（60 日以上）を要していた。 請負業者と連携を密にし、支払いにかかる所定の手続きを速やかに進めるべきである。 （建設局西部建設事務所） [No.17 平成 22 年度(前期)西部管内側溝整備単価契約工事]	支払いの遅延については、業者から検査合格後、早期に支払請求を提出してもらうように事務所内での周知を図り、業者との連絡を緊密に取る。 また、事務所で作成する執行管理台帳において、契約日、完成期限、検査日に加え、支払請求日を確認し、遅延の防止を徹底する。 本指摘については、平成 23 年 3 月 1 日の朝礼で、所内の職員に周知した。 また、新年度には、再度、新しい体制で、指摘事項に関する勉強会を平成 23 年 6 月 27 日に開催した。	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(3) 契約 エ 請負契約審査会への適切な付議 本工事は、北区の橋梁の耐震補強工事である。 本市では請負契約事務の公正かつ的確な執行を確保するため、請負契約審査会が設置されており、変更契約について一定の要件に該当する場合は、当審査会に付議しなければならない。また、審査会の取扱いとして、実際の契約において審査会で可決された金額や工期が上限となり、これを超える場合は再度審査会に付議することとなっている。 しかし、本工事では設計変更について審査会へ付議していたが、審査会の可決金額を超えて変更契約を行っていた。 これは、契約変更に至るまでに 3 箇所の決裁（工事監督課、工事担当課、契約担当課）を経ているが、いずれでも見落とされていたものである。 適切に処理すべきである。 （建設局北建設事務所） （建設局道路部工務課） （行財政局財政部経理課） [No.4 昭和橋耐震補強工事]	平成 23 年 2 月 21 日付けの事務連絡「平成 22 年度定期工事監査における指摘及び意見・要望を受けて（通知）」を各建設事務所長宛てに通知し、全職員に対し周知徹底するように通知を行った。 （建設局北建設事務所） （建設局道路部工務課） 左記の原因は、請負契約審査会で可決された内容が関係部署間で十分に周知されていなかったためであることから、平成 23 年 4 月 1 日より次の通り事務手続き方法の見直しを行った。なお、平成 23 年 3 月 11 日に各局へ通知した。 ① 審査会可決案件については、経理課で議案書に「審査会承認」済みの印を押印の上、工事担当課へ議案書（以下、「押印済み議案書」という。）を送付する。工事担当課は同議案書を工事監督課へ送付する。 ② 工事担当課は、押印済み議案書を添付のうえ、工事請負契約変更要求決議書の決裁を行うとともに、工事請負契約変更要求書の送付に当たって押印済み議案書を添付する。	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(3) 契約		
	③ 工事監督課は、工事請負契約変更要求書の合議(決裁)時に押印済み議案書と契約変更要求書との内容を照合し、審査会可決内容での契約変更であることを確認する。 ④ 経理課は、送付のあった工事請負契約変更要求書と添付資料である押印済み議案書の内容を確認し、その後、業者との契約変更手続きを行う。 (行財政局財政部経理課)	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(4) 施工 ア 指定路線における検定合格警備員の未配置 本工事は、西区における舗装補修の単価契約工事である。 工事で交通誘導員を設置する場合、「兵庫県公安委員会告示第 139 号」で指定する路線においては、「警備業法」第 18 条に基づく検定合格警備員の配置が義務付けられている。 しかし、本工事では指定路線で交通誘導員の設置が必要な工事を施工していながら、検定合格警備員を配置していなかった。 警備業法を遵守し、特記仕様書に条件を明示するとともに請負人を適切に指導すべきである。 (建設局道路部工務課) (建設局西建設事務所) [No.14 平成 21 年度(後期)西管内舗装補修単価契約工事]	平成 23 年 2 月 21 日付けの事務連絡「平成 22 年度定期工事監査における指摘及び意見・要望を受けて(通知)」を各建設事務所長宛てに通知し、全職員に対し周知徹底するように通知を行った。 また、平成 23 年度以降の工事については、特記仕様書に記載することし、個別の対象路線については、上記事務連絡により、各事務所の担当者が請負人に指示することとした。	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(4) 施工 イ 不適正な現場事務所 本工事は、灘区における再開発ビルの空調機更新工事である。 「神戸市火災予防条例」によれば、避難施設である階段及び避難通路は、避難上有効に管理しなければならないと規定しており、避難の支障とならないようにする必要がある。 しかし、本工事では現場事務所を避難通路である階段室内に設置していたため避難の支障となっていた。 更に、「建設業法」において、「建設業許可票」、「施工体系図」を公衆の見やすい場所に掲示することが義務付けられているにもかかわらず、現場事務所として利用していた階段室内に掲示していたため公衆に見えない状況となっていた。 現場事務所の設置等については、監督員として法令などを遵守するよう請負人を指導すべきである。 (都市計画総局建築技術部設備課) [No.80 六甲道勤労市民センター空調設備改修工事]	これは、「神戸市火災予防条例」や「建設業法」といった関連法令に関する監督職員の認識不足が原因である。 監督職員として必要な関係法令の周知徹底を行い、請負人への指導を徹底する。 (平成 23 年 2 月 25 日の係会議において周知徹底を図った。)	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(4) 施工 ウ 工事実績情報の登録 請負金額 500 万円以上の公共工事については、請負契約後 10 日以内に工事実績に関する情報を、(財)日本建設情報総合センターが運営する工事実績情報システムに登録するよう「神戸市土木工事共通仕様書」、「神戸新交通㈱運輸技術部電気課共通仕様書」に定められている。 しかし、以下の工事では登録が大幅に遅れていた。 請負人を指導し適切に処理すべきである。 (建設局北建設事務所) [No.18 西大池公園整備工事] (神戸新交通㈱運輸技術部電気課) [No.91 神戸新交通ポートアイランド線運管 CVCF オーバーホール] [No.92 神戸新交通六甲アイランド線 CCTV モニター更新工事]	登録について、監督員の指導が請負業者に十分に伝わらず、速やかな登録がなされなかったことが原因であり、平成 23 年 3 月 2 日に所内研修会を実施し、周知を図り、再発防止を徹底した。 再度、平成 23 年 3 月 14 日、18 日の 2 度にわたり公園砂防部が主催して工事担当者を対象とした研修会を実施し、再発防止の徹底等を図った。 (建設局北建設事務所) 監督員および請負業者の認識不足が原因であるため、今後は請負業者に対して適切な指導をするように職場会議（平成 23 年 2 月 1 日）において電気課員に周知した。 (神戸新交通㈱運輸技術部電気課)	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(4) 施工		
エ 下水汚泥溶融スラグを混入した境界ブロックの使用 本市においては、「神戸市グリーン調達推進基本方針」を策定し毎年度「神戸市グリーン調達方針」（以下、「調達方針」という。）を定めている。この中で公共工事においても環境負荷の低減に資するものとして、下水汚泥溶融スラグを混入した境界ブロックは「重点物品等」に位置付けられ、原則使用することとしている。 しかし、以下の工事では使用することについて特記仕様書に記載していないものや、記載していても下水汚泥溶融スラグの入っていない境界ブロックを材料承諾申請書で承諾し使用していた。 グリーン調達の趣旨を十分理解し特記仕様書に記載するとともに、提出書類を確認し必要に応じ請負人を指導すべきである。 （建設局道路部工務課） （建設局西建設事務所） [No.14 平成 21 年度（後期）西管内舗装補修 単価契約工事] （建設局西部建設事務所） [No.17 平成 22 年度（前期）西部管内側溝整備 単価契約工事] （建設局公園砂防部管理課） [No.22 東遊園地バリアフリー化他工事] （建設局公園砂防部緑地課） [No.23 森林植物園バリアフリー化工事]	[No. 14, No.17] 平成 23 年 2 月 21 日付けの事務連絡「平成 22 年度定期工事監査における指摘及び意見・要望を受けて（通知）」を各建設事務所長宛てに通知し、全職員に対し周知徹底するように通知を行った。 また、平成 23 年度以降の工事については、特記仕様書に記載することとした。 （建設局道路部工務課） （建設局西建設事務所） （建設局西部建設事務所） [No. 22, No. 23] 下水汚泥溶融スラグ混入境界ブロックの使用について、監督員が十分に理解していなかったことが原因であり、平成 23 年 3 月 14 日、公園工事関係の担当者に対して研修を行い、当該ブロックを使用する旨、周知を図り再発防止を徹底した。 （建設局公園砂防部管理課） （建設局公園砂防部緑地課）	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(4) 施工		
オ アスベスト撤去工事の記録不備 本工事は、北区における中学校の耐震補強他工事である。 「神戸市建築工事改修特記仕様書」によれば、アスベスト含有建材の撤去工事では、作業完了後に施工記録を整備し、施工記録報告書として監督員に1部提出することとしている。また、「建築改修工事監理指針(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)」では、安全衛生管理として飛散防止措置、散水による湿潤化、「手ばらし」を原則とした建材破断・破損等の防止、作業者の防塵マスク・防護メガネ等の保護具着用等を定め、監督員に提出する施工記録報告書は「施工計画書」「工事記録及び工事写真」「産業廃棄物処理記録」「施工調査等記録」「作業者の作業記録」等をまとめたものとしている。 しかし、本工事では特記仕様書に施工記録整備についての明示がなく、これら一連の作業の安全衛生管理が記録された「工事記録及び工事写真」「作業者の作業記録」が提出されていなかった。 アスベスト含有建材の撤去は人体や環境面に大きな影響を与える恐れがあることから、施工記録報告書を適切に提出するよう特記仕様書に明示し、請負人への指導を徹底すべきである。 (都市計画総局建築技術部建築課) [No.56 桜の宮中学校耐震補強他工事(その2)]	これは、特記仕様書に施工記録整備について明示がなかったこと、「工事記録及び工事写真」「作業者の作業記録」の提出について、請負人への指導が不足していたことが原因である。 これまでも、現場説明会において施工記録整備について資料で請負人に注意していたが、今後このようなことがないように、「現場説明会資料」を改訂し(平成23年2月4日に改訂)内容の充実を図り、平成23年3月8日、10日に課内研修を行い、周知徹底を図った。 今後は、設計にあたっては、細心の注意を払って特記仕様書に記入もれがないようチェックするとともに、現場説明会で「現場説明会資料」の運用を強化して、事前に注意事項を十分に説明するなど請負人への指導を徹底する。	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(4) 施工 カ 工事の安全管理 工事の安全管理上, 下記のような不適切な施工事例がみられた。 本年度は工事事故が多発していることから, 11月に事故防止の啓発のために神戸市工事安全管理委員会より「工事事故発生非常事態宣言」が発令された。下記の事例は安全に係る不徹底であり, 必要な安全対策等を講じて事故の未然防止に努めるとともに, 請負人への指導を厳重に行うべきである。 ① 長田区の公園整備工事において, 枠組み足場を設置する場合は, 「神戸市土木工事共通仕様書」に「手すり先行工法によるガイドライン」によるものと規定されているが, 手すりが先行設置されていないうえ, 最上段に手すりがないまま作業をしていたもの (建設局西部建設事務所) [No.20 若松公園整備工事(その1)] ② 北区の側溝整備の単価契約工事において, 工事区域をセーフティコーン等で区分することで道路使用許可を得ていたが, 一部現場において道路使用許可条件が遵守されていなかったもの (建設局北建設事務所) [No.16 平成22年度(前期)北管内側溝整備単価契約工事] ③ 兵庫区のロックネット工を含む山腹工事において, 高所作業にもかかわらず安全帯を使用していないもの (建設局中部建設事務所) [No.28 草谷川沿山腹工事]	① 足場に関するガイドラインの内容について, 監督員及び施工業者が十分認識していなかったことが原因であるため, 平成23年2月16日, 所内造園技術職員に対して周知を図り, 再発防止を徹底した。 再度, 平成23年3月14日, 18日の2度にわたり公園砂防部が主催して工事担当者を対象とした研修会を実施し, 再発防止の徹底等を図った。 (建設局西部建設事務所) ② 今後はこのようなことがないように, 平成23年3月2日に事務所内で研修会を開催し, 周知徹底した。 (建設局北建設事務所) ③ 高所作業における安全管理について, 監督員及び施工業者が十分認識していなかったことが原因であるため, 平成23年3月2日, 所内の土木工事担当職員に対し, 安全対策の重要性について周知を図り, 再発防止を徹底した。 (建設局中部建設事務所)	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(4) 施工 キ 安全訓練の未実施等 建設現場における労働災害は作業者の小さな不注意で発生することが多い。「神戸市土木工事共通仕様書」によれば、安全対策の一環として作業員全員参加による毎月1回、半日以上の安全に関する研修や訓練を実施して報告するよう定めている。 しかし、以下の工事では安全訓練を実施していないものや不十分なものがみられた。 本年度は工事事故が多発していることから、11月に事故防止の啓発のために神戸市工事安全管理委員会より「工事事故発生非常事態宣言」が発令された。安全訓練は工事事故予防のための重要な対策であることを踏まえ、施工途中で資料の提示を求めるなど訓練の実施を確認し請負人を適切に指導すべきである。 ① 東灘、灘及び北区の交通安全施設の補修等の単価契約工事において、下請けの作業員が参加しておらず、実施状況の報告についても報告の表書きのみしかなく、実施した内容・状況が確認できなかったもの (建設局東部建設事務所) (建設局北建設事務所) [No.15 平成21年度(後期)交通安全施設 単価契約工事その1] ② 兵庫区の公園改修工事において、その都度撮影すべき実施状況写真を一度に3箇月分まとめて撮影していたもの (建設局中部建設事務所) [No.19 湊川公園整備工事(その2)]	① 平成23年3月1日に別紙の資料で所内研修を行い、周知徹底を図った。 (建設局東部建設事務所) 今後はこのようなことがないように、平成23年3月2日に事務所内で研修会を開催し、周知徹底した。 (建設局北建設事務所) ② 毎月実施及び記録すべき安全訓練について、平成23年1月31日、中部建設事務所所管工事の請負業者に対し、土木工事共通仕様書に記載する「安全に関する研修・訓練の毎月の実施及び実施状況の適切な記録」を口頭で指導するとともに、平成23年1月28日の係会において工事担当職員に対し、提出書類の確認を徹底するよう口頭で指導した。 また、平成23年3月14日、18日の2度にわたり公園砂防部が主催して工事担当者を対象とした研修会を実施し、再発防止の徹底等を図った。 (建設局中部建設事務所)	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(4) 施工 ク 事故の再発防止 下記の工事において、その施工に際し事故が発生している。 事故の原因は、請負人が行うべき事前調査や施工管理が不十分であったことによるが、監督課としても事故が生じた現状を真摯に受け止め、その背景を分析し、今後再発しないように、安全点検や安全教育等により請負人への指導をより効果的に実施するとともに、本年度 11 月に多発する事故防止の啓発のために神戸市工事安全管理委員会より「工事事故発生非常事態宣言」が発令されたこともあり、工事成績評定で厳しい措置を取るなど、これら工事に限らず、事故の再発防止を徹底する必要がある。 ① 灘区の舗装復旧工事において、既設舗装を夜間工事で 1 車線ずつ切削作業した後の車線規制切り替え時に、通行バイクが切削部と表層舗設部との 5cm の段差で転倒し打撲負傷した事故 (建設局東部建設事務所) [No.7 灘三田線舗装復旧工事] ② 垂水区の下水処理場内施設電気設備工事において、分電盤への増設ブレーカーへの配線作業中に、誤ってショートさせたため分電盤内のブレーカー及び送り元の動力主幹盤内のブレーカーが破損し、消化タンク加温設備(温水ボイラー)が 1 時間停電した事故 (建設局西水環境センター管理課) [No.37 垂水処理場 1 系汚泥消化タンク電気設備工事]	① 管内の事故防止に向け、建設事務所職員と請負業者で構成する東部建設事務所安全対策協議会を平成 23 年 2 月 28 日に臨時開催し、具体的な事故事例を基にした研修を行った。 (建設局東部建設事務所) ② 平成 23 年 2 月 3 日に「施設担当係長会議」で請負人への安全管理指導について説明し、また、各所属においては平成 23 年 2 月 8 日と 9 日に機械・電気担当者会議において研修を行い、周知徹底した。 (建設局西水環境センター管理課)	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(4) 施工		
③ 中央区の医療施設新築工事において、外部足場で作業員が材料を渡すため、足場の昇降階段で昇り降りすべきところ、筋かいなどの外側を伝って足場をよじ登り、また、2段目の足場にいた別の作業員がこの材料を受け取ろうとして外側に身を乗り出したところ、足場手すりが外れ2人とも地上に墜落した事故 (都市計画総局建築技術部建築課) [No.48 (仮称)小児救急医療センター新築工事]	③は、作業員の安全意識の欠如と足場手すりの固定が不十分であったことが原因である。(平成22年8月18日付けで、神戸市建築技術管理委員会安全部会長から建築工事担当課所属長に対して、工事現場の安全管理の徹底に関する依頼文を送付した。) なお、「工事成績評価」において、当該事故により請負人が1ヶ月の指名停止となった措置を反映した。 (都市計画総局建築技術部建築課)	措置済
④ 西区の大学ホール機械設備工事において、スリーブの穴埋め作業のため、脚立を昇っていたところ脚立から転落し頭部を打撲した事故 (都市計画総局建築技術部設備課) [No.63 神戸市看護大学ホール建設機械設備工事]	④は、作業中に脚立を3～4段昇った時、腰袋に入れていた工具がコンクリート躯体に接触した反動で、足を踏み外して床面に転落したもので、作業員が作業エリアに注意が回らなかったことが原因である。 (平成22年11月12日付けで、設備課長から施工中の全請負人に安全管理の徹底に関する依頼文を送付した。) 事故が生じた現状を真摯に受け止め、今後再発しないよう、課内研修(平成23年3月8日、10日)を行い、周知徹底を図った。 今後も、引き続き神戸市建築協会の自主的な安全対策を促すとともに、年間に3回実施している建築課・設備課合同安全パトロールを、平成23年度から年間に6回実施することとして、請負人に対する安全点検や安全教育等の指導を徹底する。 (都市計画総局建築技術部設備課)	

指摘の概要	措置内容	措置状況
(4) 施工		
ケ 事故の恐れのある施設 道路・公園等の公共施設に対しては通常有すべき安全性が求められる。 しかし、以下の施設においては安全性に問題があった。 安全性を欠く施設で事故が発生した場合、施設の設置・管理の瑕疵を問われることがあることから、事故が発生する前に是正すべきである。 ① 灘区の公園改修工事において、河川沿い園路に設置した転落防止柵の端部に約 40cm 隙間があり、転落する恐れのあるもの (建設局東部建設事務所) [No.21 篠原公園他バリアフリー改修工事] ② 西区の歩道改良工事において、歩道内に部分的に設置した側溝(U型トラフ)で蓋のない箇所があり、歩行者が足を取られ転倒する恐れのあるもの (建設局西建設事務所) [No.11 神戸明石線歩道改良工事(その2)] ③ 東灘区の交通安全施設単価契約工事において、階段に手すりを設置していたが、下方に屈曲させるべき手すり端部が上方向に曲げられており、袖やカバンが引っかかり転倒する恐れのあるもの (建設局東部建設事務所) [No.15 平成 21 年度(後期)交通安全施設単価契約工事(その1)]	① 監督員において、施設の設置目的や周囲の安全への配慮が欠如していたことが原因であり、平成 23 年 3 月 1 日、所内研修を行い、周知を図り再発防止を徹底した。 現地は、平成 23 年 2 月 3 日、鉄柵の隙間の是正措置を行った。 また、平成 23 年 3 月 14 日、18 日の 2 度にわたり公園砂防部が主催して工事担当者を対象とした研修会を実施し、再発防止の徹底等を図った。 (建設局東部建設事務所) ② 当該指摘事項は歩道舗装の改良にあわせ、既存の側溝を原状のまま復旧したことによるものである。 ご指摘の通り、歩行者が転倒する恐れがあるため、平成 23 年 2 月 18 日、側溝内に塩ビ管を設置し、コンクリートで蓋をした。 また、あわせて、平成 23 年 2 月 21 日付の事務連絡、「平成 22 年度定期工事監査における指摘及び意見・要望を受けて」を全職員対象に回覧をすることにより、注意喚起を図った。 (建設局西建設事務所) ③ 地元とも再調整した上、平成 23 年 4 月 7 日に今後端末部分に部材を継ぎ足して円状に修正する工事を完了した。 (建設局東部建設事務所)	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(4) 施工 コ 建設業退職金共済制度の共済手帳のコピー 「神戸市土木工事共通仕様書」によれば、請負人は建設業退職金共済制度（以下、「建退共」という。）に加入し、工事契約後に建退共の掛金収納書を提出しなければならないと規定している。一方、「神戸市土木工事書類作成マニュアル」では、監督員は建退共加入の有無を確認し、さらに共済証紙の購入・管理・配布状況を把握する場合、原則として施工プロセスのチェックリストにより、必要な場合、共済証紙の受払簿等の提出を求めることができるが、共済手帳のコピーの提出を求めてはいけないとしている。 しかし、以下の工事では共済証紙の受払簿だけでなく共済手帳のコピーが工事書類として提出されているものがみられた。共済手帳には被共済者番号・被共済者氏名・証紙貼付実績等が記載されており、工事書類として共済手帳のコピーを発注者が請求または受け取ることは個人情報保護の観点から適切ではない。 建退共の趣旨を理解し、個人情報に関する書類については受け取らないようにすべきである。 （建設局北建設事務所） [No.1 大沢西宮線道路改良工事] [No.4 昭和橋耐震補強工事] （建設局東部建設事務所） [No.21 篠原公園他バリアフリー改修工事]	[No. 1, 4] 今後はこのようなことがないよう、平成 23 年 3 月 2 日に事務所内で研修会を開催し、周知徹底した。 （建設局北建設事務所） [No.21] 監督員において、個人情報管理への認識が不足していたことが原因であり、平成 23 年 3 月 1 日、所内研修を行い、周知を図り再発防止を徹底した。 再度、平成 23 年 3 月 14 日、18 日の 2 度にわたり公園砂防部が主催して工事担当者を対象とした研修会を実施し、再発防止の徹底等を図った。 なお、共済手帳のコピーについては、平成 23 年 3 月 1 日、請負業者に返却した。 （建設局東部建設事務所）	措置済